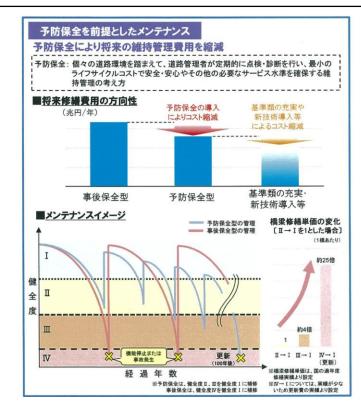
										事 美固 所
事業名		道距	道路構造物補修事業			路線名	等	郡山土木事務所管内		
箇層	箇所名 郡		 山土木事務所管内							
事業の畑	業 の		奈良県内の多くの橋りょう等の道路施設は、高度経済成長期に建設されており、今後、建設後50年を経過することで劣化・損傷の危険性が高まっている。 奈良県内の安全・安心な道路ネットワークの確保と維持管理コストを縮減するため、計画的かつ効率的に、道路構造物の補修を実施する必要がある。							
概要	事業内容		橋りょう補修工事 N= 27施設 トンネル補修工事 N= O施設 大型構造物補修工事 N= 5施設 合 計 N= 32施設							
	着手年度		平成30年度	完成年度	平成33	8年度	全体	事業費		426百万円
	事業の必要性		・ 平成26年度に道路法施行規則の改正により、5年に1回の定期点検が義務化された。 ・ この定期点検において、特に、皿判定と診断された道路構造物については、「構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態」であり、5年後の次期点検までに補修を行う必要がある。 ・ 今回の138施設は、次期点検までに補修を終了するために、H30年度新規着手すべきものである。							
	上位計	画等	長寿命化修繕計画							
定性的評	事業の 性 (事業に 予想され 効果及 響)	より	ワークの確保と約 【便益に計上され ①安全で信頼性 ②緊急輸送道路	推持管理コン でいない効 の高い道路 の安全性、	ストを縮減 サービス 信頼性の	できる。 の提供 確保				安心な道路ネット
価										
	コスト縮への取る		橋梁点検の結果等を踏まえ、『事後を 全』型維持管理へ転換を図る。			民全』型維持管理から、計画的かつ効率的な『予防保				
	地元情	勢等	市町村管理施設においても計画的かつ効率的な『予防保全』型維持管理を実施するが め、県が市町村に対して『垂直補完』により、技術的支援等を行う。						理を実施するた	
	他計画業との関		奈良県道路整備基本計画							
	評価結果	Ę.	左の理由							



## 省令・告示の施行、点検要領の通知(道路管理者の義務の明確化)









道路法施行規則(平成26年3月31日公布、7月1日施行)(抄)
 (道路の維持又は修繕に関する技術的基準等)

点検は、近接目視により、五年に一回の頻度で行うことを基本とすること。

[診断] 統一的な尺度で健全度の判定区分を設定し、診断を実施

トンネル等の健全性の診断結果の分類に関する告示(平成26年3月31日公布、7月1日施行)・
 トンネル等の健全性の診断結果については、次の表に掲げるトンネル等の状態に応じ、次の表に掲げる区分に分類すること。

	区分	状態					
I	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態					
II	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態					
II	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態					
IV	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態					
	I	I 健全 Ⅱ 予防保全段階 Ⅲ 早期措置段階					